

「令和 7 年度沖縄県食品ロス削減推進施策支援事業」 企画提案募集要領

1 募集する企画提案書の趣旨

令和元年 10 月に多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、食品ロスの削減の推進に関する法律(令和元年法律第 19 号)が施行された。

県では、行政、事業者、消費者等の多様な主体が連携・協働し、県民運動として食品ロスの削減(まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための取組)に取り組むとともに、生産、流通、消費等の過程で発生する未利用食品等を子どもの貧困対策等に活用するための施策について総合的かつ計画的に推進するため「沖縄県食品ロス削減推進計画」を令和3年度に策定した。

また、沖縄県では県民一人ひとりが主体的に参加する県民運動として食品ロスの削減に取り組むため、「沖縄県食品ロス削減推進県民会議(以下「県民会議」という。)」を設置している。

本事業は、本県における食品ロス削減推進のための普及啓発、及び県民会議等を開催・運営し、沖縄県食品ロス削減推進計画における食品ロス削減のための必要な施策を推進することを目的としている。

2 委託業務の概要

- (1) 委託業務名: 令和7年度沖縄県食品ロス削減推進施策支援事業
- (2) 委託期間: 契約締結の日から令和8年3月 31 日まで
- (3) 委託内容: 「令和7年度沖縄県食品ロス削減推進施策支援事業」業務委託仕様書のとおり

3 企画提案上限額

- (1) 金 13, 621, 000 円 (消費税及び地方消費税を含む。)
なお、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額ではない。見積書の作成に当たっては、上記予算額の範囲内で見積もり、この範囲内で効率的かつ効果的な企画を立案すること。
- (2) この公募は、令和 7 年度当初予算の可決及び地方消費者行政強化交付金の交付決定を前提とした年度開始前の事前手続であり、予算成立及び交付決定の後に効力を生じる事業である。県議会において当初予算が否決された場合及び国の交付決定がなされなかった場合は、契約を締結しないことがあり、交付決定額に変更があった場合は、契約額を変更することがある。

4 応募要件

次に掲げる要件を原則としてすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。

(注) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 1 項

- 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
 - (3) 沖縄県から入札参加資格指名停止措置を受け、企画提案日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
 - (4) 県税（事業税及び県民税）に関し滞納がない者であること。
 - (5) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）、地方公共団体又は公共的団体が行う類似の業務を受託した実績があること。
（類似の業務：例 国内外又は県内の食品廃棄物関連の調査、県計画の作成支援及び会議の運営等）
 - (6) 本委託業務を的確に遂行するための意思及び能力を有すること。
 - (7) 県内食品関連事業者の食品廃棄物の状況に精通し、本委託業務における課題等を体系化する能力を有すること。
 - (8) 県内に本店又は支店等を設置し、委託業務の実施に当たって必要な時に県担当者として速やかに調整等を行える者であること。
 - (9) 応募は、単独に限らず共同企業体も可とする。この場合の要件は以下のとおりとする。
 - ① 共同企業体の構成員間において協定を締結し、参加申込書に添付すること。
 - ② 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - ③ 共同企業体を構成する全ての事業者が、上記応募要件の(1)から(4)を満たすこと。
 - ④ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、上記応募要件の(5)から(8)を満たすこと。

5 スケジュール（予定）

- | | |
|---------------|------------------------|
| (1) 参加申込締切 | 令和 7 年 3 月 10 日（月）17 時 |
| (2) 質問締切 | 3 月 3 日（月）17 時 |
| (3) 企画提案書提出締切 | 3 月 17 日（月）17 時 |
| (4) プレゼンテーション | 3 月 26 日（水）午後 |
| (5) 審査決定通知 | 4 月 1 日（火） |

6 企画提案書等の提出

- (1) 参加申込書の提出
企画提案に参加を希望する者は、下記の書類を作成し、提出すること。
 - ① 提出書類：参加申込書【様式 1】
 - ② 受付期間：令和 7 年 3 月 10 日（月）17 時 00 分まで
 - ③ 提出方法：持参、郵送（到着確認が可能な手段で、提出期限必着）又は E メール（受信確認を行うこと。）

- ④ 提出先：沖縄県生活福祉部生活安全安心課消費生活班
担当：森山
〒900-8570
沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号（県庁 3 階）
TEL：098-866-2187 FAX：098-866-2789
E-mail：aa024007@pref.okinawa.lg.jp

(2) 質疑等

本要領等の内容について疑義のある場合は、「質問書」【様式 2】を提出して下さい。

- ① 受付期間：令和 7 年 3 月 3 日（月）17 時 00 分まで
- ② 提出方法：ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法により受付期間内に「6(1)④提出先」に提出して下さい（受信確認が必要）。
- ③ 回答日：令和 7 年 3 月 5 日（水）
- ④ 回答方法：全質問に対する回答を一括して、ファクシミリ又は電子メールで通知します。
なお、質疑の内容によっては、回答できない場合があります。

(3) 企画提案書等の提出

- ① 受付期間：令和 7 年 3 月 17 日（月）17 時 00 分まで
- ② 提出書類：企画提案応募申請書【様式 3】
企画提案書【※任意様式】
会社概要【様式 4】
類似業務実績書【様式 5】
見積書【様式 6】
業務実施体制【※任意様式】
県税（直近 3 年間）に関し滞納がないことを証する書類（納税証明書）
誓約書【様式 7】
共同企業体協定書【様式 8】※必要に応じて
※共同企業体の場合は、構成員ごとに会社概要【様式 4】及び誓約書【様式 7】を作成すること。
- ③ 提出部数：7 部（ただし、【様式 3】、納税証明書については 1 部）
- ④ 提出方法：持参又は郵送（到着確認が可能な手段で、提出期限必着）
- ⑤ 提出先：6(1)④に同じ

7 企画提案書の要件等

- (1) 1 事業者当たり、提案は 1 件とする。
- (2) 企画提案書の記載に当たっては、提案内容の理解を容易にするために図表を使

用し、「令和7年度沖縄県食品ロス削減推進施策支援事業」に係る仕様書の内容を十分に踏まえて作成すること。

- (3) 原則としてA4版とする（縦横自由 20頁以内）。ただし、グラフ・表等は、必要に応じてA3版にして折り込むなど、理解しやすいように適宜工夫すること。
- (4) 企画提案書には必ずページ番号を付すこと。

8 プレゼンテーション審査

企画提案書を提出した事業者は、提案内容について当課へのプレゼンテーションを実施する。（PCやプロジェクター等の使用可）

- (1) 日時：令和7年3月26日（水）午後
場所：沖縄県庁5階第2会議室
※正式な開催時間は後日通知する。
- (2) 各事業者の持ち時間は20分程度とし、15分をプレゼンテーション、5分程度を質疑応答時間とする。
- (3) プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。
- (4) プレゼンテーションの順番及び時刻については、後日別途通知する。

9 審査の方法

- (1) 一次審査
応募数が4社以上の場合は、生活安全安心課において書類審査を行い、上位3社を選定した後、プレゼンテーション審査を行う。応募数が4社未満の場合は書類審査を実施せず、応募資格要件等の確認をした上で、プレゼンテーション審査の対象とする。
- (2) 二次審査
生活安全安心課に設置する企画提案審査会において、各社のプレゼンテーションについて、事業目的、4の応募要件、関係専門的視点から検討を加えた後、採点する。
- (3) 総合得点の高い方を上位として、当該業務の企画提案採択順位を決定する。
- (4) 審査結果については、各応募者あて生活安全安心課から通知する。

10 審査基準

- (1) 企画提案内容
 - ① 食品ロスの現状や課題、県内の状況、食品ロス削減推進法等の基本的認識を有しているか 等
 - ② 本要領及び仕様書の内容に適合する内容であるか 等
 - ③ 提案が具体的かつ意欲的で、効果が見込まれるものとなっているか 等
- (2) スケジュール
委託業務の目的を達成するための具体的・合理的な作業スケジュールが提案されているか 等

(3) 業務執行体制

委託業務を適切に執行できる組織体制（専門的知識のある者、人数、常勤者等）が提案されているか。また、見積もりは適正か 等

11 委託契約締結等

- (1) 県は、原則として第1位入選者と委託内容について協議を行い、委託契約を締結する。ただし、第1位入選者との間で、委託に関して必要な協議が合意に至らなかった場合は、次順位以降の者を繰り上げて、その者と契約するものとする。
なお、共同企業体については、契約時に各構成員で協定を締結し、その協定書を契約書に添付すること。
- (2) 契約に当たっては、協議の上、企画提案の内容に変更を加えることがある。
- (3) 契約に当たっては、沖縄県財務規則第101条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金が必要となる。ただし、規則第101条第2項各号の規定のいずれかに該当する場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (4) 当該事業について、県の了解なしに他者に再委託することはできない。

【参考】沖縄県財務規則第101条第2項（抄）

- 2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。
- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
 - (3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。

12 その他

- (1) 企画提案書の作成、応募等に要する経費については、応募者の負担とする。
- (2) 企画提案書など提出された書類は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書等については公表しない。
- (4) 選定に関する審査内容及び経過などについては公表しない。
- (5) 募集要領に適合しない応募は無効とする。
- (6) 採用された企画提案書等については、実施段階において予算や諸事情を勘案し、協議により変更することがある。
- (7) 検討すべき事項が生じた場合は、県と受託業者とで別途協議して決めることとする。